

船舶インシデント調査報告書

令和5年11月15日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	令和4年7月8日 10時50分ごろ
発生場所	不明（福島県会津若松市中田浜沖（猪苗代湖））
インシデントの概要	プレジャーボート ^{エアール} AR195・21'は、航行中、係留索が冷却水ポンプのインペラに絡まって主機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年7月12日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート AR195・21'、1.3トン
船舶番号、船舶所有者等	210-60583福島、三井住友ファイナンス&リース株式会社
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 3、視界 良好 水象：波高 約0.5m
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者3人を乗せて航行中、本船の係留索を海水取入口から吸い込み、同索が冷却水ポンプのインペラに絡まって主機が停止した。 船長は、係留索を取り除く作業を行っていて、落水したが、同乗者により救助された。 船長は、本船を借用したレンタル業者に連絡し、本船は、来援したレンタル業者の船舶により、マリーナまでえい航された。
分析	本船は、係留索を所定の場所に収納せずに航行したことから、係留索を海水取入口から吸い込み、冷却水ポンプのインペラに絡まって主機が停止し、運航不能となったものと考えられるが、船長から情報が得られなかったため、係留索を吸い込むに至った状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本インシデントは、本船が係留索を所定の場所に収納せずに航行したため、係留索を海水取入口から吸い込み、冷却水ポンプのインペラに絡まって主機が停止したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、出航する際、係留索を所定の場所に収納すること。